

出展申込書

提出先	スポーツビジネスジャパン運営事務局 〒103-8726 東京都中央区日本橋3-10-5 オンワードパークビルディング (株)コングレ内 TEL : 03-3510-3727	FAX : 03-3510-3728 Email : sportsbusiness@congre.co.jp

当社は出展規約に同意のうえ、以下の通り申し込みます。

■ 申込者情報

申込日： 2020 年 月 日

貴社名 貴団体名	(フリガナ)			印
所在地	〒			
	TEL		FAX	
ご担当者 ご連絡先	氏名		Email	
	部署 役職		携帯 電話	

出展プラン	金額(税別)	申込チェック
<ul style="list-style-type: none"> PDF掲載数 (2点まで) チャット機能利用 (無制限) 動画掲載 (最大10分、1点まで) トップページへのバナー掲載 (中サイズ) 来場者データ取得 	¥ 300,000	<input type="checkbox"/>

追加オプション	金額(税別)	申込チェック
追加 PDF掲載	¥ 5,000	<input type="checkbox"/>
追加 動画掲載 (最大10分)	¥ 20,000	<input type="checkbox"/>
追加 動画掲載 (10分以上)	事務局までお問い合わせください。	

※各プランの詳細については、出展・協賛案内をご覧ください。

※料金は全て税別となります。

※お申込後、事務局より税込金額のご請求書を発行いたしますので、期日までにお振込みください。

合計
金額

¥

■ 申込者とご請求先が異なる場合は、ご請求先情報をご記入ください。

事務局記入欄	受付日	受付No.	担当者印1	担当者印2	承認印	備考

【個人情報取り扱いについて】

ご提出いただきました個人情報につきまして、今後事務局から展示会情報などのご案内(ダイレクトメール・E-mail)をお送りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。なおご提出いただきました個人情報は、事務局にて厳重に管理いたします。また、事務局が管理するご自身の情報について、修正、展示会情報等の受け取りの停止、データベースからの登録抹消を希望される場合は、事務局までご連絡ください。

1. 契約の成立

- 出展申込者(以下「申込者」という。)は、本規約に同意のうえ、申込期限内に出展申込書(以下「申込書」という。)を主催者に提出することにより本展示会に申込みものとします。
- 主催者は、申込書を受領後、審査のうえ、出展を承認することにより出展契約(以下「契約」という。)が成立するものとします。主催者は、審査において、出展の内容、申込者の提供する製品・サービスが本展示会の趣旨に適さないと判断した場合、出展をお断りすることがあります。この場合、申込者に生ずる損害について主催者は一切の責任を負わないものとします。
- 申込者は、契約の成立により、出展者として本規約を遵守する義務が発生します。

2. 共同出展の取扱い

- 2つ以上の会社・団体が共同で出展する場合、1つの会社・団体が共同で出展する会社・団体(以下「共同出展者」という。)の代表者として申込を行い、主催者が別途指定する期日までに共同出展者の名称、出展内容等を主催者に通知するものとします。
- 共同出展者を構成する各会社・団体は、連帯して契約の履行に関する責任を負うものとします。

3. 申込内容の変更

出展者は、申込書に記載された出展者の名称、出展の内容等の申込者情報に変更が生じた場合、事前に主催者に申出て承認を得るものとします。

4. オンライン出展ブースの決定

- 本展示会のオンラインサイト(以下「オンラインサイト」という。)における出展ブース(以下「オンライン出展ブース」という。)の掲載位置は、出展申込日、出展内容、出展規模等を考慮して主催者が決定します。
- 出展者は、本展示会において、出展者名をオンラインサイトのバナー、その他広告等に掲載することができるものとします。

5. 出展者の責任

- 出展者は、オンラインサイトへのテキスト、図形、音声、静止画、動画、添付ファイル等(以下「コンテンツ」という。)の掲載・配信を、本規約および出展者マニュアル等に定める規則に従って行うものとします。
- 出展者は、オンラインサイトに掲載するコンテンツに対して、その内容、完全性、真実性、正確性、適合性、適法性および信頼性を、出展者自己の責任において確認し、判断し、その利用について責任を負うものとします。
- 本展示会に出展するために必要な、コンピュータその他のハードウェア、ソフトウェア、通信回線その他の通信環境等の準備および維持は、出展者の責任と費用で行うものとします。
- 出展者は、自己の利用環境に応じて、コンピュータウィルスの感染の防止、不正アクセスおよび情報漏洩の防止等のセキュリティ対策を自己の責任と費用で講じるものとします。
- 主催者の指示により生じた、コンテンツの掲載・配信、演出方法等の変更、コンテンツの掲載・配信の中止に伴う費用は、出展者が全額負担するものとします。

6. 知的財産権

- 出展者がオンラインサイトに掲載したコンテンツの著作権は、出展者に帰属するものとします。また、当該コンテンツ以外のオンラインサイトの情報にかかる著作権は、主催者または第三者に帰属するものとします。
- オンラインサイトへの掲載に必要なコンテンツの著作権、商標権その他の知的財産権(以下総称して「知的財産権」という。)の権利処理については、出展者の責任と費用で行うものとします。
- 出展者は、コンテンツの知的財産権、肖像権、パブリシティ権、プライバシー権等に関して第三者からクレームを受けまたは提訴された場合、自己の責任と費用でこれを解決するものとします。

7. 出展料金の支払い

- 主催者は、契約の成立後、出展者に出展料金(以下「料金」という。)を請求します。
- 出展者は、料金を支払期限(2020年9月30日(水))までに主催者が指定する銀行口座に振込む方法により支払うものとします。なお、振込手数料は出展者が負担するものとします。
- 支払期限内に料金の支払いがない場合、主催者は出展者が契約を解約したものとみなします。この場合、出展者は直ちに解約料を主催者に支払うものとします。

8. 契約成立後の解約

- 出展者が、契約の解約を希望する場合、主催者へ書面で通知すると共に、以下の通り解約料を支払うものとします。

申込内容	書面による解約の申出を受理した日	解約料
出展・協賛プラン	2020年8月31日(月)まで	料金の50%相当額
	2020年9月1日(火)以降	料金の100%相当額

- 出展者が料金を解約時に未だ支払っていないときは、直ちに解約料を主催者に支払うものとします。なお、出展者から受領済の料金が解約料相当額を超過している場合、主催者は超過額から振込手数料を控除した金額を出展者の指定する銀行口座に振込む方法により返還します。

9. 参加者情報等

- 主催者は、オンラインサイトにアクセスした参加者のIPアドレス等のアクセスログ(以下「アクセスログ」という。)を取得および利用できるものとします。
- 主催者は、事前に参加者の同意を得たうえで、出展者のオンライン出展ブースにアクセスした参加者のアクセスログ等の参加者情報を出展者に提供するものとします。

10. オンライン出展ブースの転貸等の禁止

出展者は、主催者の事前の文書による承認なしに、本規約から生じる契約上の権利(オンラインサイトへのバナー掲載、オンライン出展ブースへの動画掲載の全部または一部を含むがこれに限らない)および義務の全部または一部を第三者へ転貸、交換または譲渡等することができません。

11. 書類の提出

申込書を正式に主催者が受領した後、出展者は主催者から提出を求められるすべての書類を指定期日までに提出するものとします。

12. 禁止事項

主催者は、出展者が、次のいずれかの行為またはこれに類似する行為を禁止し、出展者が当該禁止行為を行った場合には、直ちに出展内容の変更または出展の取りやめを要請することができます。要請を受けた出展者は、自己の費用において、直ちに出展内容の変更または出展を取りやめるものとします。

- 主催者、他の出展者または第三者の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為をすること。
- 主催者、他の出展者または第三者の財産、肖像権、パブリシティ権、プライバシー権等を侵害する行為、またはそのおそれのある行為をすること。
- 主催者、他の出展者もしくは第三者を差別、誹謗中傷、脅迫、嫌がらせ、または名誉もしくは信用を毀損する行為をすること。
- 参加者および他の出展者に迷惑となる行為をすること。
- オンライン出展ブースを含むオンラインサイトに損害を及ぼすような行為をすること。
- 本規則、出展マニュアル等に定める禁止行為をすること。
- オンラインにより出展物・商品の販売をすること。
- 主催者のオンライン上の情報、他の出展者または第三者のコンテンツを、改ざん、消去等する行為をすること。
- 主催者のシステムに過剰な負担をかける行為、誤作動を起こさせる行為、ウイルスその他の不正なプログラムを送信し、または実行させ、本展示会の適切な運用を停止させる行為をすること。
- 自己の作成するコンテンツについて、性的表現や差別的表現等、公序良俗に反する過剰な演出を行う等、不適切な内容とすること。
- その他主催者が本展示会の正常な運営に支障をきたすおそれがあると判断した行為をすること。

13. 損害賠償

- 出展者は、自己または関係者の故意もしくは過失によって、参加者その他第三者の生命・身体・知的財産権・肖像権等の侵害もしくは個人情報漏洩等により、主催者または第三者に損害を及ぼした場合、当該損害の賠償責任を負うものとします。
- 出展者が、本展示会におけるコンテンツの掲載・配信に関連して発生した障害、損害等について、主催者は理由の如何を問わず、一切の責任を負いません。

14. 展示会の変更・中止

主催者は、次のいずれかに該当する場合、本展示会の開催の延期または中止、会期の短縮を決定します。なお、主催者は、本展示会を中止した場合、料金から必要経費を差引いた上で出展者に返金し、それ以外に出展者に生じた費用および損害などについて一切の責任を負わないものとします。

- 主催者が、天災地変、戦争、内乱、暴動、テロ、法令の制定・改廃等、ストライキ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める新型インフルエンザ等感染症及び新感染症の流行、政府、行政もしくは公的機関によるイベントの自粛命令、中止命令が出された場合またはコンピュータ、通信回線等が事故により停止した場合など、不可抗力の発生により本展示会の開催が困難であると判断した場合。
- 本展示会に係るコンピュータシステムの点検を緊急に行う必要がある場合、または政府、行政もしくは公的機関によるイベントの自粛要請、自粛検討、中止要請、中止検討等により主催者が本展示会の開催が適切でないと判断した場合。

15. 法令・規約等の遵守

- 出展者は、本規約および出展マニュアル等に定める規則を自ら遵守し、または代理人その他の関係者をして遵守せしめるものとします。
- 出展者は、本展示会において参加者その他第三者から個人情報取得する場合、個人情報の保護に関する法律その他関連法令を遵守し、適切に取得し取扱うものとします。
- 出展者は、主催者に対し、契約成立時において、自己ならびに代表者、役員および実質的に経営を支配する者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団などの反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。なお、出展者は、主催者が該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、当該調査に協力し、主催者が必要と判断する資料を提出しなければなりません。

16. 契約の解除

主催者は、出展者が次のいずれかに該当した場合、何らの通知・催告なしに、契約を解除することができます。

- 本規約のいずれかに違反したとき。
- 支払停止または不渡り処分を受けたとき。
- 監督官庁より営業の停止、取消等の処分を受けたとき。
- 差押え、仮差押え、強制執行等の申立て、または公租公課の滞納処分等を受けたとき。
- 破産、民事再生、会社更生等の手続開始の申立てがあったとき。

17. 裁判管轄

本規約に基づいて締結する契約に関して訴訟の必要が生じた場合、第一審の専属的管轄裁判所を東京地方裁判所とすることに、主催者および出展者は合意するものとします。

協賛申込書

提出先	スポーツビジネスジャパン運営事務局 〒103-8726 東京都中央区日本橋3-10-5 オンワードパークビルディング (株)コングレ内 TEL : 03-3510-3727	FAX : 03-3510-3728 Email : sportsbusiness@congre.co.jp

当社は協賛規約に同意のうえ、以下の通り申し込みます。

■ 申込者情報

申込日： 2020 年 月 日

貴社名 貴団体名	(フリガナ)			印
所在地	〒			
	TEL		FAX	
ご担当者 ご連絡先	氏名		Email	
	部署 役職		携帯 電話	

協賛プラン	金額(税別)	申込チェック	
プラチナスponsor	¥ 1,500,000	<input type="checkbox"/>	
ゴールドスponsor	¥ 1,000,000	<input type="checkbox"/>	
コンファレンス協賛	¥ 600,000	<input type="checkbox"/>	
セッション間広告協賛(Live配信時のみ) ※複数申込ご希望の場合は事務局までお問合せください。	5分枠	¥ 30,000	<input type="checkbox"/>
	10分枠	¥ 50,000	<input type="checkbox"/>

※各プランの詳細については、出展・協賛案内をご覧ください。

※料金は全て税別となります。

※お申込後、事務局より税込金額のご請求書を発行いたしますので、期日までにお振込みください。

合計
金額

¥

■ 申込者とご請求先が異なる場合は、ご請求先情報をご記入ください。

事務局記入欄	受付日	受付No.	担当者印1	担当者印2	承認印	備考

【個人情報の取り扱いについて】

ご提出いただきました個人情報につきまして、今後事務局から展示会情報などのご案内(ダイレクトメール・E-mail)をお送りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。なおご提出いただきました個人情報は、事務局にて厳重に管理いたします。また、事務局が管理するご自身の情報について、修正、展示会情報等の受け取りの停止、データベースからの登録抹消を希望される場合は、事務局までご連絡ください。

協賛規約

1. 契約の成立

- 協賛申込者(以下「申込者」という。)は、本規約に同意のうえ、申込期限内に協賛申込書(以下「申込書」という。)を主催者に提出することにより本展示会に申込みの申し込みをします。
- 主催者は、申込書を受領後、審査のうえ、協賛を承認することにより協賛契約(以下「契約」という。)が成立するものとします。主催者は、審査において、協賛の内容が本展示会の趣旨に適さないと判断した場合、協賛をお断りすることがあります。この場合、申込者に生ずる損害については主催者は一切の責任を負わないものとします。
- 申込者は、契約の成立により、協賛者として本規約を遵守する義務が発生します。
- 協賛者は、契約内容に応じて出展者として出展する場合、別途「出展規約」を遵守するものとします。

2. 申込内容の変更

協賛者は、申込書に記載された協賛者の名称または協賛プラン等の申込者情報に変更が生じた場合、事前に主催者に申出て承認を得るものとします。

3. 協賛料金の支払い

- 主催者は、契約の成立後、協賛者に協賛料金(以下「料金」という。)を請求します。
- 協賛者は、料金を支払期限(2020年9月30日(水))までに主催者が指定する銀行口座に振込む方法により支払うものとします。なお、振込手数料は協賛者が負担するものとします。
- 支払期限内に料金の支払いがない場合、主催者は協賛者が契約を解約したものとみなします。この場合、協賛者は直ちに解約料を主催者に支払うものとします。

4. 契約成立後の解約

- 協賛者が、契約の解約を希望する場合、主催者へ書面で通知すると共に、以下の通り解約料を支払うものとします。

申込内容	書面による解約の申出を受理した日	解約料
出展・協賛プラン	2020年8月31日(月)まで	料金の50%相当額
	2020年9月1日(火)以降	料金の100%相当額

- 協賛者が料金を解約時に未だ支払っていないときは、直ちに解約料を主催者に支払うものとします。なお、協賛者から受領済の料金が解約料相当額を超過している場合、主催者は超過額から振込手数料を控除した金額を協賛者の指定する銀行口座に振込む方法により返還します。

5. 書類の提出

- 主催者は、オンラインサイトにアクセスした参加者のIPアドレス等のアクセスログ(以下「アクセスログ」という。)を取得および利用できるものとします。
- 主催者は、事前に参加者の同意を得たうえで、出展者のオンライン出展ブースにアクセスした参加者のアクセスログ等の参加者情報を出展者に提供するものとします。

6. 禁止事項

主催者は、協賛者が、次のいずれかの行為またはこれに類似する行為を禁止し、協賛者が当該禁止行為を行った場合には、直ちに契約内容の変更または協賛の取りやめを要請することができます。要請を受けた協賛者は、自己の費用において、直ちに契約内容の変更または協賛を取りやめるものとします。

- 主催者、出展者、他の協賛者または第三者の知的財産権を侵害する行為、もしくはそのおそれのある行為をすること。
- 主催者、出展者、他の協賛者または第三者の財産、肖像権、パブリシティ権、プライバシー権等を侵害する行為、またはそのおそれのある行為をすること。
- 主催者、出展者、他の協賛者もしくは第三者を差別、誹謗中傷、脅迫、嫌がらせ、または名誉もしくは信用を毀損する行為をすること。
- 参加者、出展者及び他の協賛者に迷惑となる行為をすること。
- 本規則等に定める禁止行為をすること。
- 自己の作成するテキスト、図形、音声、静止画、動画、添付ファイル等(以下「コンテンツ」という。)について、性的表現や差別的表現等、公序良俗に反する過剰な演出を行う等、不適切な内容とすること。
- その他主催者が本展示会の正常な運営に支障をきたすおそれがあると判断した行為をすること。

7. 損害賠償

- 協賛者は、自己または関係者の故意もしくは過失によって、参加者その他第三者の生命・身体・知的財産権・肖像権・パブリシティ権・プライバシー権等の侵害もしくは個人情報の漏洩等により、主催者または第三者に損害を及ぼした場合は、当該損害の賠償責任を負うものとします。
- 協賛者が、本展示会におけるコンテンツの掲載・配信に関連して発生した障害、損害等について、主催者は理由の如何を問わず、一切の責任を負いません。

8. 展示会の変更・中止

主催者は、次のいずれかに該当する場合、本展示会の開催の延期または中止、会期の短縮を決定します。なお、主催者は、本展示会を中止した場合、料金から必要経費を差引いた上で協賛者に返金し、それ以外に協賛者に生じた費用および損害などについて一切の責任を負わないものとします。

- 主催者が、天災地変、戦争、内乱、暴動、テロ、法令の制定・改廃等、ストライキ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める新型インフルエンザ等感染症及び新感染症の流行、政府、行政もしくは公的機関によるイベントの自粛命令、中止命令が出された場合またはコンピュータ、通信回線等が事故により停止した場合など、不可抗力の発生により本展示会の開催が困難であると判断した場合。
- 本展示会に係るコンピュータシステムの点検を緊急に行う必要がある場合、または政府、行政もしくは公的機関によるイベントの自粛要請、自粛検討、中止要請、中止検討等により主催者が本展示会の開催が適切でないと判断した場合。

9. 法令・規約等の遵守

- 協賛者は、本規約等に定める規則を自ら遵守し、または代理人その他の関係者をして遵守せしめるものとします。
- 協賛者は、本展示会において参加者その他第三者から個人情報を取得する場合、個人情報の保護に関する法律その他関連法令を遵守し、適切に取得し取扱うものとします。
- 協賛者は、主催者に対し、契約成立時において、自己ならびに代表者、役員および実質的に経営を支配する者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなつてから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団などの反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたつても該当しないことを確認します。なお、協賛者は、主催者が該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、当該調査に協力し、主催者が必要と判断する資料を提出しなければなりません。

10. 契約の解除

主催者は、協賛者が次のいずれかに該当した場合、何らの通知・催告なしに、契約を解除することができます。

- 本規約のいずれかに違反したとき。
- 支払停止または不渡り処分を受けたとき。
- 監督官庁より営業の停止、取消等の処分を受けたとき。
- 差押え、仮差押え、強制執行等の申立て、または公租公課の滞納処分等を受けたとき。
- 破産、民事再生、会社更生等の手続開始の申立てがあったとき。

11. 裁判管轄

本規約に基づいて締結する契約に関して訴訟の必要が生じた場合、第一審の専属的管轄裁判所を東京地方裁判所とすることに、主催者および協賛者は合意するものとします。

以上